

成果の説明書

(氏名) 梁 瑞希	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>ディープフェイクポルノを含むデジタル性暴力に関する刑事法的対応について、比較法的検討を中心に研究を進め、その成果を以下の形で公表した。</p> <ul style="list-style-type: none">「Criminal Law and Gender Stereotypes in the Prosecution of Cult-Based Sexual Violence in South Korea」Angela Condello・Anne Wagner 編『Gender Stereotypes: Case Studies, Policies and Theoretical Approaches』Springer Nature, 2026年2月, pp.337-356.「Protecting Girls from Sexual Deepfakes in South Korea: Laws, Challenges, and Strategies for Better Protection」Clara Chapdelaine-Feliciati 編『Girls' Positionalities at the Intersection of Identity and Violence』Springer Nature, 2026年2月, pp.345-366.「Unveiling Technology-Facilitated Gender-Based Violence in South Korea: Signs of Gender-Based Violence, Legal Reforms, and the Role of Criminal Law」Anne Wagner・Angela Condello 編『(In)Visible Signs of Gender-Based Violence』Springer Nature, 2025年4月, pp.353-382.「ディープフェイクポルノとは—多様化するデジタル性暴力—」『月刊保団連』2025年6月号, pp.29-34. <p>さらに、日本被害者学会第35回学術大会（武蔵野大学、2025年6月7日）において、「ディープフェイクポルノ被害実態と刑事法的規制—諸外国の事例を通じた考察—」と題する報告を行い、ディープフェイクポルノの被害実態および刑事規制の在り方について比較法的観点から検討した。</p> <p>教育活動としては、「Introductory Legal Systems」、「国際法」、「国際経済法」および基礎演習を担当した。講義においては、変化する国際情勢を踏まえ、国際法秩序の基本構造について、最新の事例を取り入れながら解説を行い、学生が現実の社会問題との関係の中で法を理解できるよう工夫した。</p> <p>基礎演習（ゼミ）においては、刑法の基本的な概念や理論の理解を踏まえつつ、デジタル性暴力をはじめとする現代的な社会問題を取り上げ、関連する法的課題について文献調査や発表、討論を行った。これにより、学生が刑事法的思考を実際の社会問題に適用する力の涵養を図った。また、2026年2月には学生を引率し、韓国・ソウルにおいてフィールドワークを実施した。現地の司法機関や社会施設の視察を通じて、日本と韓国の制度や社会問題への対応の違いについて理解を深める機会を提供した。</p>	
<p>2 その他の事項</p> <p>認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ（Human Rights Now）の女性の権利プロジェクトに協力し、2025年7月4日に韓国の性犯罪規定に関する講義を行った。さらに、2025年9月には韓国におけるデジタル性犯罪対策に関する視察に同行し、視察報告書へのコメントおよび関連情報の提供を行った。2026年3月26日には、「韓国におけるデジタル性暴力の法規制・支援体制に関する調査報告書」の公表に伴う記者会見に参加し、韓国におけるデジタル性犯罪に関する処罰法について説明を行った。</p> <p>また、国立女性教育会館（NVEC）が主催するNVECグローバルセミナー（2026年1月22日開催）にパネリストとして参加し、「ディープフェイクポルノを始めた最新のデジタル性被害とその対策—韓国の最新事例から—」と題する報告を行うとともに、パネルディスカッションに参加した。</p>	

3 次年度以降の計画・抱負

今後は、ディープフェイクポルノの刑事規制に関する研究を引き続き進めていきたい。特に、英国、米国および韓国等の法制度との比較を通じて、ディープフェイクポルノに関する処罰規定の保護法益およびそのあり方について、理論的検討を深化させたい。また、新型コロナウイルスなどの危機状況における政府対策への不遵守に対する刑事的対応についても研究を進め、保健、技術および危機対応の交差領域に関する法的課題の検討を行っていきたい。

教育面においては、変化する国際情勢や現代社会の課題を踏まえつつ、学生が法制度を現実の問題と関連付けて理解し、主体的に思考・議論できるような授業運営を行ってきたい。ゼミでは、刑事法の基礎的理解を基盤としながら、具体的事例を用いた分析や討論を通じて、法的思考力の涵養を図っていきたい。